

文京区補助金等チェックシート（実績検証用）

所属 福祉部高齢福祉課社会参画支援係
問合せ先 03 - 5803 - 1203

6年度調査

1 補助金の名称等

補助金の名称	長寿ふれあい食堂事業補助金						
根拠規定等	文京区長寿ふれあい食堂事業補助金交付要綱						
創設年月	令和	5	年	12	月	経過年数 〔自動計算〕	1年 終了予定年月
見直し年月	令和	6	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	0年
見直しの内容	都補助要綱の改定に合わせ、新たに会食事業を立ち上げた場合の経費を補助する加算項目を追加した。						
予算科目	款	項	目	大事業	中事業	計画事業番号	
	5 民生費	2 老人福祉費	1 老人福祉事業費	6 高齢者生きがいづくり事業	3 いきがいづくり世代間交流事業		
補助金の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給						

2 補助金の概要

補助目的	高齢者の交流機会の増加、心身の健康増進及び多世代交流の促進を実現するため、NPO等による地域の高齢者の会食や会食を通じた交流の場の開催を支援する。						
補助事業等の内容	地域の高齢者が気軽に立ち寄り、飲食をしながら様々な交流をすることができる長寿ふれあい食堂の開催に要する経費の一部を補助する。 また、会食の実施に加え、会食事業に付帯して高齢者の心身の健康増進や安全安心な日常生活に資する講座等の開催や多世代交流機会の確保など、高齢者の孤独感の解消や生きがいの増進に資する取組を実施する場合については、別途加算の対象とする。						
補助対象経費の内容	(1) 会食事業の開催 補助基準額 1 食堂あたり10千円×実施回数 ※年間 240千円を上限(補助率10分の10) (2) 高齢者の心身の健康増進や安全安心な日常生活に資する講座等の開催 補助基準額 1 食堂あたり50千円×実施回数 ※年間100千円を上限(補助率10分の10) (3) 多世代交流機会の確保など、孤独感の解消や生きがいの増進に資する取組 補助基準額 1 食堂あたり110千円×実施回数 ※年間220千円を上限(補助率10分の10) (4) 会食事業の立上げ 補助基準額 1 食堂あたり500千円 ※新たに会食事業を開始する年度又は事業開始年度に上記1の補助を受けることができる場合に限り、その前年度のいずれかの年度のみ。 ※(2)及び(3)は、上記(1)会食事業の開催に加えて実施する場合に加算する。						
補助事業者等	<input type="checkbox"/> 区民 <input checked="" type="checkbox"/> 地域活動団体 <input checked="" type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他 [特定の相手方に補助している場合は具体的に記入]						
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率〔補助率〕 <input type="checkbox"/> 定額〔補助額〕						
	<input type="checkbox"/> 補助単価〔補助単価 単位〕 <input checked="" type="checkbox"/> その他						
	[その他の場合は具体的に記入] 補助対象経費のとおり [定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入]						
公募の状況	ホームページにより周知						
実績報告書時における 用途の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input type="checkbox"/> その他〔						
補助・単独の状況	<input type="checkbox"/> 区単独	負担割合	区 1/2	国	都 1/2	補助対象者	
	<input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し)	上乗せの内容・理由	事業開始当初よりTOKYO長寿ふれあい食堂推進事業補助金(補助率10/10)を活用していた。令和6年度より補助率の変更(補助率1/2)の通知があったが、負担割合の変更により実施団体の事業継続が困難となるのを防ぐため、区が上乗せしている。				
<input checked="" type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有)							

3 交付実績

(件、千円)

項目	3年度(決算)	4年度(決算)	5年度(決算)	6年度(予算)
交付(見込み)件数	-	-	2	2
決算(予算)額	-	-	550	1,100
国庫支出金	-	-	0	0
都支出金	-	-	550	550
その他	-	-	0	0
一般財源	-	-	0	550
交付実績の特記事項				

4 補助金の交付の適否に関する基準〔○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由(△、×の場合のみ記載)
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	○	
	基本構想、総合戦略、個別計画等の区の政策に適合しているか	○	
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	○	
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	○	
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	○	
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	○	
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	○	
	補助金の交付による効果が認められるか	○	
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	○	
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	○	
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	○	
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	○	
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	○	

5 効果、課題及び今後の方向性

効果	補助金を活用して2団体が長寿ふれあい食堂を開催している。開催経費の一部を補助することで、高齢者の交流機会の増加、心身の健康増進及び多世代交流の促進に寄与した。
課題	・1食堂あたりの基準額が参加人数によらず一律であることから、参加人数が多い場合は食堂側の負担が大きく、安定した事業継続の面で課題がある。 ・東京都の補助金制度を活用した間接補助であり、補助事業の終了時期の見極めが必要である。
今後の方向性	補助金額の引き上げについて都への要望を続けつつ、都の補助金が継続されるか否か、事業の実績等を注視しながら、適切に判断していく。